

## 西東京市国民保護計画新旧対照表(本編)

頁	修正案	現行												
P2	<p>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(3) 国民に対する情報提供</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。</p> <p><u>また、市は流言蜚語が飛び交うことのないよう十分に留意する。</u></p>	<p>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(3) 国民に対する情報提供</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。</p>												
P3	<p>(7) <u>指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重及びその他特別な配慮</u></p> <p>市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意するとともに、<u>日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。</u></p> <p><u>また、市は、放送事業者についても、放送の自律を保証することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</u></p>	<p>(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重</p> <p>市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。</p>												
P6	<p>第 4 章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>第 1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置</p> <p>(略) 面積は <u>15.75 km<sup>2</sup></u>、広がりは東西約 4.8 km、南北約 5.6 km となっている。</p> <p style="text-align: center;">【市の位置】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田無庁舎</td> <td>西東京市南町五丁目 6 番 13 号 北緯 35 度 43 分 <u>32 秒</u> 東経 139 度 32 分 <u>18 秒</u></td> </tr> <tr> <td>保谷庁舎</td> <td>西東京市中町一丁目 5 番 1 号 北緯 35 度 44 分 <u>29 秒</u> 東経 139 度 33 分 <u>32 秒</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	田無庁舎	西東京市南町五丁目 6 番 13 号 北緯 35 度 43 分 <u>32 秒</u> 東経 139 度 32 分 <u>18 秒</u>	保谷庁舎	西東京市中町一丁目 5 番 1 号 北緯 35 度 44 分 <u>29 秒</u> 東経 139 度 33 分 <u>32 秒</u>	<p>第 4 章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>第 1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置</p> <p>(略) 面積は <u>15.85 km<sup>2</sup></u>、広がりは東西約 4.8 km、南北約 5.6 km となっている。</p> <p style="text-align: center;">【市の位置】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田無庁舎</td> <td>西東京市南町五丁目 6 番 13 号 北緯 35 度 43 分 <u>21 秒</u> 東経 139 度 32 分 <u>29 秒</u></td> </tr> <tr> <td>保谷庁舎</td> <td>西東京市中町一丁目 5 番 1 号 北緯 35 度 44 分 <u>18 秒</u> 東経 139 度 33 分 <u>44 秒</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	田無庁舎	西東京市南町五丁目 6 番 13 号 北緯 35 度 43 分 <u>21 秒</u> 東経 139 度 32 分 <u>29 秒</u>	保谷庁舎	西東京市中町一丁目 5 番 1 号 北緯 35 度 44 分 <u>18 秒</u> 東経 139 度 33 分 <u>44 秒</u>
名 称	位 置													
田無庁舎	西東京市南町五丁目 6 番 13 号 北緯 35 度 43 分 <u>32 秒</u> 東経 139 度 32 分 <u>18 秒</u>													
保谷庁舎	西東京市中町一丁目 5 番 1 号 北緯 35 度 44 分 <u>29 秒</u> 東経 139 度 33 分 <u>32 秒</u>													
名 称	位 置													
田無庁舎	西東京市南町五丁目 6 番 13 号 北緯 35 度 43 分 <u>21 秒</u> 東経 139 度 32 分 <u>29 秒</u>													
保谷庁舎	西東京市中町一丁目 5 番 1 号 北緯 35 度 44 分 <u>18 秒</u> 東経 139 度 33 分 <u>44 秒</u>													

頁	修正案	現行
P7	(2) 地形・地質 市の地勢はおおむね平坦で、標高は約4.7mから6.7mである。	(2) 地形・地質 市の地勢はおおむね平坦で、標高は約5.3mから6.7mである
P10	(3) 面積 市の総面積は15.75km <sup>2</sup> である。 地目別土地利用は宅地が60.6%と過半数を占め、畑は9.1%となっている。平成26年と27年(略)	(3) 面積 市の総面積は15.85km <sup>2</sup> である。 地目別土地利用は宅地が59.4%と過半数を占め、畑は11.5%となっている。平成21年と22年(略)
P11	(4) 気候 (略) 気温・湿度・降水量表 平成23年～平成27年 平成27年中の月別気温・湿度・降水量	(4) 気候 (略) 気温・湿度・降水量 平成17年～平成21年 平成21年中の月別気温・湿度・降水量
P12	第2 社会的特徴 1 人口 平成28年12月31日現在、住民基本台帳による総人口(外国人登録者数を含む)は、199,790人、総世帯数が94,692世帯、1世帯あたり人口が2.1人となっている。 平成22年の昼夜間人口比率は8割となっている。	第2 社会的特徴 1 人口 平成23年2月1日現在、住民基本台帳による総人口(外国人登録者数を含む)は、197,526人、総世帯数が91,100世帯、1世帯あたり人口が2.17人となっている。 平成22年国勢調査結果は、これから順次公表されることになる。 平成22年の昼夜間人口は公表されていないが、これまで昼夜間人口比率が8割を切っている。
	(2) 人口分布(町丁別世帯数及び人口) (平成28年12月31日)	(2) 人口分布(町丁別世帯数及び人口) (平成22年1月1日)
P15	(3) 昼夜間人口(平成2年から平成22年)	(3) 昼夜間人口(昭和60年から平成17年)
	(4) 流出入人口(平成22年10月1日現在)	(4) 流出入人口(平成17年10月1日現在)
P16	(5) 交通 市内には西武新宿線と西武池袋線が市の南北をそれぞれ東西に走っており、5つの駅がある。平成26年度の1日平均乗降客数は西武新宿線田無駅が約7.3万人で最も多く、次いで西武池袋線ひばりヶ丘駅の約6.7万人となっている。1日平均乗降客数の推移で見ると保谷駅は増加、田無駅・ひばりヶ丘駅・東伏見駅・西武柳沢駅は減少傾向にある。 平成27年3月31日現在、市の自動車登録台数は約4.8万台、軽自動車等登録台数が約2.1万台、合わせて約6.9万台となっている。	(5) 交通 市内には西武新宿線と西武池袋線が市の南北をそれぞれ東西に走っており、5つの駅がある。平成20年度の1日平均乗降客数は西武新宿線田無駅が約7.6万人で最も多く、次いで西武池袋線ひばりヶ丘駅の約6.8万人となっている。1日平均乗降客数の推移で見ると田無駅・ひばりヶ丘駅は増加、東伏見駅・保谷駅は横ばい、西武柳沢駅は減少傾向にある。 平成21年3月31日現在、市の自動車登録台数は約4.1万台、軽自動車登録台数が約2.1万台、合わせて約6.2万台となっている。これは、

頁	修正案	現行																					
P16	路線バスは西武バス、関東バス、 <u>2社</u> で <u>35系統</u> が運行されている。また市のコミュニティバスとして、「はなバス」が5ルート運行されている	市の総世帯数を若干下回っている。 路線バスは西武バス、関東バス、都バスの3社で <u>28系統</u> が運行されている。また市のコミュニティバスとして、「はなバス」が5ルート運行されている。																					
	① 駅乗降客数（平成22年から平成26年） 資料：西武鉄道(株)管理部	① 駅乗降客数（平成16年から平成20年） 資料：西武鉄道(株)広報部																					
P17	② 自動車及び軽自動車登録台数 （平成26年から平成27年） ※1 「その他」は、被けん引、乗合用、特種(殊)用途用の計を示す。 ※2 二輪車は軽自動車の総数欄に含まれる。 資料：関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所、市民部市民税課	② 自動車及び軽自動車登録台数 （平成20年から平成21年） ※1 軽自動車は4月の調定台数を示す。 ※2 「その他」は、被けん引、乗合用、特種(殊)用途用の計を示す。 ※3 二輪車は軽自動車の総数欄に含まれる。 資料：関東運輸局多摩自動車検査登録事務所、市民部市民税課																					
P18	③ 市内通過路線バスの運行状況 【平成26年度 市内通過路線バスの運行状況】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">35 吉祥寺駅</td> <td style="width: 20%;">～ 武蔵野市役所</td> <td style="width: 20%;">～ 西武柳沢駅</td> <td style="width: 10%;">往11復12</td> <td style="width: 10%;">往1復2</td> <td style="width: 10%;">往1復2</td> <td style="width: 10%;">242</td> </tr> </table> 注：路線欄については、左側が起点、右側が終点で表記 資料出所：西武バス(株)運輸計画部計画課 1～22 関東バス(株)運輸部 23～35	35 吉祥寺駅	～ 武蔵野市役所	～ 西武柳沢駅	往11復12	往1復2	往1復2	242	③ 市内通過路線バスの運行状況 【平成20年度 市内通過路線バスの運行状況】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">27 吉祥寺駅</td> <td style="width: 20%;">～ 武蔵野市役所</td> <td style="width: 20%;">～ 西武柳沢駅</td> <td style="width: 10%;">往22復22</td> <td style="width: 10%;">往16復15</td> <td style="width: 10%;">往16復15</td> <td style="width: 10%;">2,165</td> </tr> <tr> <td>28 青梅車庫</td> <td>～</td> <td>柳沢駅前</td> <td>往17復17</td> <td>往17復17</td> <td>往19復19</td> <td>二</td> </tr> </table> 注：路線欄については、左側が起点、右側が終点で表記 資料出所：西武バス(株)経営企画部企画課 1～17 関東バス(株)運輸部 18～27 東京都交通局自動車部計画課 28	27 吉祥寺駅	～ 武蔵野市役所	～ 西武柳沢駅	往22復22	往16復15	往16復15	2,165	28 青梅車庫	～	柳沢駅前	往17復17	往17復17	往19復19	二
35 吉祥寺駅	～ 武蔵野市役所	～ 西武柳沢駅	往11復12	往1復2	往1復2	242																	
27 吉祥寺駅	～ 武蔵野市役所	～ 西武柳沢駅	往22復22	往16復15	往16復15	2,165																	
28 青梅車庫	～	柳沢駅前	往17復17	往17復17	往19復19	二																	
P19	【平成26年 市コミュニティバス（はなバス）の運行状況】 資料：都市整備部都市計画課	【平成21年 市コミュニティバス（はなバス）の運行状況】 資料：西東京市コミュニティバス事業概要（平成22年4月現在）																					
	(6) 道路 道路は、都道245号線・主要地方道5号線（新青梅街道）と都道・主要地方道4号線・主要地方道5号線（青梅街道）が東西に伸びているほか、南北には都道112号線（谷戸新道）、都道・主要地方道36号線、都道234号線が伸びており、市道がこの主要幹線道路に接続又は、間隙を補うように整備されている。しかし、西武新宿線及び西武池袋線の踏み切りや北原交差点等の慢性的な渋滞対策も今後の課題の一つとなっている。	(6) 道路 道路は、都道245号線・主要地方道5号線（新青梅街道）と都道・主要地方道4号線・主要地方道5号線（青梅街道）が東西に伸びているほか、南北には都道112号線（谷戸新道）、都道・主要地方道36号線、都道234号線が伸びており、市道がこの主要幹線道路に接続又は、間隙を補うように整備されている。しかし、 <u>現在、整備途中の道路も多く</u> 、西武新宿線及び西武池袋線の踏み切りや北原交差点等の慢性的な渋滞対策も今後の課題の一つとなっている。																					

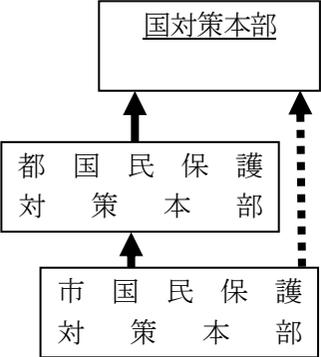
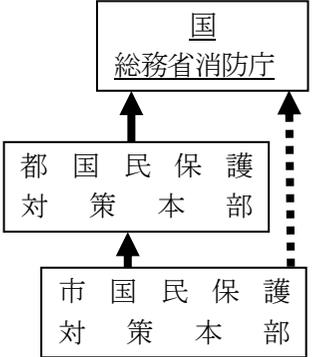
頁	修正案	現行																																								
P19	<p>①都市計画道路 都市計画道路の整備状況は次のとおりである。</p> <p>【都市計画道路の整備状況 平成26年3月現在】</p> <table border="1" data-bbox="315 384 1032 588"> <thead> <tr> <th>都市計画区域</th> <th>計画決定延長 (km)</th> <th>完成済延長 (km)</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京市合計</td> <td>51.2</td> <td>20.8</td> <td>40.7</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画区域	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)	西東京市合計	51.2	20.8	40.7	<p>①都市計画道路 都市計画道路の整備状況は次のとおりである。</p> <p>【都市計画道路の整備状況 平成23年3月31日現在】</p> <table border="1" data-bbox="1288 384 2004 588"> <thead> <tr> <th>都市計画区域</th> <th>計画決定延長 (km)</th> <th>完成済延長 (km)</th> <th>事業中延長 (km)</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京市合計</td> <td>51.18</td> <td>20.66</td> <td>6.1</td> <td>40.4</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画区域	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	事業中延長 (km)	整備率 (%)	西東京市合計	51.18	20.66	6.1	40.4																						
都市計画区域	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)																																							
西東京市合計	51.2	20.8	40.7																																							
都市計画区域	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	事業中延長 (km)	整備率 (%)																																						
西東京市合計	51.18	20.66	6.1	40.4																																						
P20	<p>② 一般市道 幅員10m以上の主要な市道は次のとおりである。</p> <p>【一般市道の整備状況 平成27年3月現在】</p> <table border="1" data-bbox="212 764 974 1155"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>名称</th> <th>主要な経由地</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>市道102号線</td> <td>—</td> <td>下保谷四丁目地内</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>市道1685号線</td> <td>—</td> <td>ひばりが丘二丁目～三丁目地内</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>市道1686号線</td> <td>—</td> <td>ひばりが丘三丁目地内</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>市道1687号線</td> <td>—</td> <td>ひばりが丘三丁目地内</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>市道1688号線</td> <td>—</td> <td>ひばりが丘三丁目地内</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	号線	名称	主要な経由地	幅員	省略				市道102号線	—	下保谷四丁目地内	16	市道1685号線	—	ひばりが丘二丁目～三丁目地内	16	市道1686号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12	市道1687号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12	市道1688号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12	<p>② 一般市道 幅員10m以上の主要な市道は次のとおりである。</p> <p>【一般市道の整備状況 平成20年3月現在】</p> <table border="1" data-bbox="1265 764 2027 919"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>名称</th> <th>主要な経由地</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>市道102号線</td> <td>—</td> <td>下保谷四丁目地内</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>	号線	名称	主要な経由地	幅員	省略				市道102号線	—	下保谷四丁目地内	16
号線	名称	主要な経由地	幅員																																							
省略																																										
市道102号線	—	下保谷四丁目地内	16																																							
市道1685号線	—	ひばりが丘二丁目～三丁目地内	16																																							
市道1686号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12																																							
市道1687号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12																																							
市道1688号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12																																							
号線	名称	主要な経由地	幅員																																							
省略																																										
市道102号線	—	下保谷四丁目地内	16																																							
	<p>(8) その他 市内には、東京ガス株式会社のガスホルダー（球形ガスタンク）があるほか、東京電力パワーグリッド株式会社の変電所などの重要施設が存在している。</p>	<p>(8) その他 市内には、東京ガス株式会社のガスホルダー（球形ガスタンク）があるほか、東京電力株式会社の変電所などの重要施設が存在している。</p>																																								

頁	修正案	現行																																				
P25	<p><b>1 市の各部局における平素の業務</b></p> <p>市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p><b>【市の各部局における平素の業務】</b></p> <table border="1" data-bbox="280 359 1064 1289"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者<sup>(※)</sup>の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・所管福祉避難施設の運営計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>子育て支援部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・所管福祉避難施設の運営計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の点検、整備等に関すること</li> <li>・学校施設等の避難所の運営計画に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生活文化 スポーツ部</td> <td>以下省略</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>(※)</sup> 要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、病人等をいう。</p>	部局名	平素の業務	危機管理室	省略	企画部	省略	総務部	省略	市民部	省略	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者<sup>(※)</sup>の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・所管福祉避難施設の運営計画に関すること</li> </ul>	子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・所管福祉避難施設の運営計画に関すること</li> </ul>	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の点検、整備等に関すること</li> <li>・学校施設等の避難所の運営計画に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>	生活文化 スポーツ部	以下省略	<p><b>1 市の各部局における平素の業務</b></p> <p>市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p><b>【市の各部局における平素の業務】</b></p> <table border="1" data-bbox="1249 343 2038 1428"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・災害時要援護者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・福祉会館等の二次避難所の運営計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>子育て支援部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・保育園、児童館、学童クラブ等の二次避難所の運営計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の点検、整備等に関すること</li> <li>・学校施設等の避難所の運営計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生活文化 スポーツ部</td> <td>以下省略</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	危機管理室	省略	企画部	省略	総務部	省略	市民部	省略	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・災害時要援護者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・福祉会館等の二次避難所の運営計画に関すること</li> </ul>	子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・保育園、児童館、学童クラブ等の二次避難所の運営計画に関すること</li> </ul>	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の点検、整備等に関すること</li> <li>・学校施設等の避難所の運営計画に関すること</li> </ul>	生活文化 スポーツ部	以下省略
部局名	平素の業務																																					
危機管理室	省略																																					
企画部	省略																																					
総務部	省略																																					
市民部	省略																																					
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者<sup>(※)</sup>の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・所管福祉避難施設の運営計画に関すること</li> </ul>																																					
子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・所管福祉避難施設の運営計画に関すること</li> </ul>																																					
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の点検、整備等に関すること</li> <li>・学校施設等の避難所の運営計画に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>																																					
生活文化 スポーツ部	以下省略																																					
部局名	平素の業務																																					
危機管理室	省略																																					
企画部	省略																																					
総務部	省略																																					
市民部	省略																																					
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・災害時要援護者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・福祉会館等の二次避難所の運営計画に関すること</li> </ul>																																					
子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の把握と避難計画及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・保育園、児童館、学童クラブ等の二次避難所の運営計画に関すること</li> </ul>																																					
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の点検、整備等に関すること</li> <li>・学校施設等の避難所の運営計画に関すること</li> </ul>																																					
生活文化 スポーツ部	以下省略																																					

頁	修正案	現行																																									
P29	<p><b>2 市職員の参集基準等</b></p> <p>(5) 災害対策本部構成員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の災害対策本部構成員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <p><b>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</b></p> <table border="1" data-bbox="304 584 1061 842"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>対策副本部長</td> <td>危機管理室長</td> <td>企画部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>対策本部員</td> <td colspan="3">原則として庶務担当課長とし、各部局においてあらかじめ定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市災害対策本部内に設置できない場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易、③車両進入が容易、等を選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。</p>	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	対策本部長	副市長	教育長	危機管理室長	対策副本部長	危機管理室長	企画部長	総務部長	対策本部員	原則として庶務担当課長とし、各部局においてあらかじめ定める			<p><b>2 市職員の参集基準等</b></p> <p>(5) 災害対策本部構成員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の災害対策本部構成員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <p><b>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</b></p> <table border="1" data-bbox="1272 584 2029 842"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部長</td> <td>災害対策を所管とする副市長</td> <td>災害対策を所管しない副市長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>対策副本部長</td> <td>危機管理室長</td> <td>企画部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>対策本部員</td> <td colspan="3">原則として庶務担当課長とし、各部局においてあらかじめ定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市災害対策本部内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1043 2036 1190"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>保谷庁舎4階研修室</td> <td>中町1-5-1</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>田無庁舎第1・2委員会室</td> <td>南町5-6-13</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	対策本部長	災害対策を所管とする副市長	災害対策を所管しない副市長	教育長	対策副本部長	危機管理室長	企画部長	総務部長	対策本部員	原則として庶務担当課長とし、各部局においてあらかじめ定める				施設名	場 所	第1順位	保谷庁舎4階研修室	中町1-5-1	第2順位	田無庁舎第1・2委員会室	南町5-6-13
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																																								
対策本部長	副市長	教育長	危機管理室長																																								
対策副本部長	危機管理室長	企画部長	総務部長																																								
対策本部員	原則として庶務担当課長とし、各部局においてあらかじめ定める																																										
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																																								
対策本部長	災害対策を所管とする副市長	災害対策を所管しない副市長	教育長																																								
対策副本部長	危機管理室長	企画部長	総務部長																																								
対策本部員	原則として庶務担当課長とし、各部局においてあらかじめ定める																																										
	施設名	場 所																																									
第1順位	保谷庁舎4階研修室	中町1-5-1																																									
第2順位	田無庁舎第1・2委員会室	南町5-6-13																																									
P32	<p>(6) 消防との連携</p> <p>市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（西東京消防署）と緊密な連携を図る。</p> <p>なお、東京消防庁（西東京消防署）は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう市と綿密な連携を図るほか、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため消火、救助・救急等の活動を行う。</p>	<p>(6) 消防との連携</p> <p>市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（西東京消防署）と緊密な連携を図る。</p>																																									

頁	修正案	現行
P33	<p><b>4 指定公共機関等との連携</b></p> <p>(2) 医療機関との連携 市は、(略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p><b>4 指定公共機関等との連携</b></p> <p>(2) 医療機関との連携 市は、(略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>
	<p>(3) 関係機関との協定の締結等 市は、関係機関から～以下省略 ※ 関係機関との協定一覧は資料編に掲載</p>	<p>(3) 関係機関との協定の締結等 市は、関係機関から～以下省略 【参考：防災に関する関係機関との協定一覧】</p>
	<p>(4) 事業所等との連携 市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p>	<p>(4) 事業所等との連携 また、市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p>
P35	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備 市は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)等を活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p>
P37	<p><b>2 警報等の伝達に必要な準備</b></p> <p>(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p>	<p><b>2 警報等の伝達に必要な準備</b></p> <p>(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備の検討を踏まえる。</p>

頁	修正案	現行
P37	<p><u>(3) 全国瞬時警報システム（以下「J - ALERT」という。）の運用</u>  <u>市は、J - ALERTによる緊急情報の伝達に対しては、防災行政無線の自動</u>  <u>起動等を活用し、広く市民へ伝達する。</u></p>	追記
	<p>(4) 警察との連携  省略</p>	<p>(3) 警察との連携  省略</p>
	<p>(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知  省略</p>	<p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知  省略</p>
	<p>(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備  省略</p>	<p>(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備  省略</p>
	<p>(7) 民間事業者の協力  省略</p>	<p>(6) 民間事業者の協力  省略</p>
P38	<p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備  市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておく。  また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。</p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名  ② <u>フリガナ</u>  ③ 出生の年月日  ④ 男女の別  ⑤ 住所  ⑥ <u>国籍</u>  ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれ</p>	<p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備  市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておく。  また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。</p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名  ② 出生の年月日  ③ 男女の別  ④ 住所  ⑤ <u>国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</u>  ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個</p>

頁	修正案	現行
	<p>かに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑧ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑫ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑦、⑪に加えて)</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 遺体の安置場所</p> <p>⑮ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>	<p>人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑦ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ 現在の居所</p> <p>⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑥、⑩に加えて)</p> <p>⑫ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑬ 死体の安置場所</p> <p>⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>
P40	<p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。</p> <p>《被災情報の収集・報告系統》</p> <p>※修正点のみ抜粋</p>  <pre> graph TD     A[市国民保護対策本部] --&gt; B[都国民保護対策本部]     B --&gt; C[国対策本部]     B -.-&gt; D[国総務省消防庁]   </pre>	<p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。</p> <p>《被災情報の収集・報告系統》</p> <p>※修正点のみ抜粋</p>  <pre> graph TD     A[市国民保護対策本部] --&gt; B[都国民保護対策本部]     B --&gt; C[国総務省消防庁]     B -.-&gt; D[国総務省消防庁]   </pre>

頁	修正案	現行
P42	<p>第6 研修及び訓練</p> <p><b>1 研修</b></p> <p>(3) 外部有識者等による研修 市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。</p>	<p>第6 研修及び訓練</p> <p><b>1 研修</b></p> <p>(3) 外部有識者等による研修 市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。</p>
P43	<p><b>2 訓練</b></p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>③ 避難誘導訓練及び救援訓練 <u>(要配慮者にも留意)</u></p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、<u>特に避難行動要支援者<sup>(※)</sup>への的確な対応が図られるよう留意する。</u></p> <p><small><u>(※) 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。</u></small></p>	<p><b>2 訓練</b></p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>③ 避難誘導訓練及び救援訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、<u>特に高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</u></p>
P44	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1) 基礎的資料の収集 省略</p> <p><b>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅地図 (詳細は省略)</li> <li>○ 市内の道路網のリスト</li> <li>○ 輸送力のリスト</li> <li>○ 避難施設のリスト</li> <li>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト</li> </ul>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1) 基礎的資料の収集 省略</p> <p><b>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅地図 (詳細は省略)</li> <li>○ 市内の道路網のリスト</li> <li>○ 輸送力のリスト</li> <li>○ 避難施設のリスト</li> <li>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト</li> <li>○ 生活関連等施設等のリスト</li> </ul>

頁	修正案	現行
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活関連等施設等のリスト</li> <li>○ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定</li> <li>○ 防災市民組織、町会・自治会等の連絡先等一覧</li> <li>○ 消防機関のリスト</li> <li>○ <u>要配慮者の避難支援プラン</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定</li> <li>○ 防災市民組織、町会・自治会等の連絡先等一覧</li> <li>○ 消防機関のリスト</li> <li>○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></li> </ul>
P45	<p>(3) <u>要配慮者への配慮</u></p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、～避難支援プラン等を活用しつつ、<u>要配慮者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、<u>健康福祉部</u>を中心とした横断的な「<u>要配慮者対策班</u>」を迅速に設置し、田無警察署、西東京消防署、西東京市消防団、さらには、防災市民組織や周辺住民の協力を得て、都の<u>要配慮者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>(3) <u>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</u></p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、～避難支援プラン等を活用しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、<u>保健福祉部</u>を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者対策班</u>」を迅速に設置し、田無警察署、西東京消防署、西東京市消防団、さらには、防災市民組織や周辺住民の協力を得て、都の<u>災害時要援護者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>
	<p>(6) <u>大規模集客施設との連携</u></p> <p>市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。</p> <p><u>また、都及び東京消防庁（西東京消防署）は、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災（自衛消防活動）などの備えの見直し強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行い、施設管理者等に対して、避難等の訓練への参加を促す。</u></p>	<p>(6) <u>大規模集客施設との連携</u></p> <p>市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。</p>

頁	修正案	現行
	<p><b>2 避難実施要領のパターンの作成</b></p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「<u>避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）</u>」や「<u>「避難実施要領パターン」作成の手引き（平成23年10月）</u>」を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p><b>2 避難実施要領のパターンの作成</b></p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>
P47	<p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b></p> <p>《緊急物資等の配送の概要》 ※変更箇所のみ抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>都</p> <p>広域輸送 基 地</p> <p>都備蓄倉庫</p> </div>	<p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b></p> <p>《緊急物資等の配送の概要》 ※ 変更箇所のみ抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>都</p> <p>広域輸送 拠 点</p> <p>都備蓄倉庫</p> </div>

頁	修正案	現行																																																																																				
P48	<p data-bbox="241 229 568 261"><b>6 生活関連等施設の把握等</b></p> <p data-bbox="271 328 611 360">(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p data-bbox="349 411 875 443">【参考：生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="226 443 1133 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 443 353 539">国民保護法施行令</th> <th data-bbox="353 443 432 539">各号</th> <th data-bbox="432 443 866 539">施設・物質の種類</th> <th data-bbox="866 443 1133 539">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 539 353 619">第27条</td> <td colspan="3" data-bbox="353 539 1133 619">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 619 353 1198" rowspan="11">第28条</td> <td data-bbox="353 619 432 667">1号</td> <td data-bbox="432 619 866 667">危険物</td> <td data-bbox="866 619 1133 667">総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 667 432 715">2号</td> <td data-bbox="432 667 866 715">毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td data-bbox="866 667 1133 715">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 715 432 762">3号</td> <td data-bbox="432 715 866 762">火薬類</td> <td data-bbox="866 715 1133 762">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 762 432 810">4号</td> <td data-bbox="432 762 866 810">高压ガス</td> <td data-bbox="866 762 1133 810">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 810 432 858">5号</td> <td data-bbox="432 810 866 858">核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="866 810 1133 858">原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 858 432 906">6号</td> <td data-bbox="432 858 866 906">核原料物質</td> <td data-bbox="866 858 1133 906">原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 906 432 970">7号</td> <td data-bbox="432 906 866 970">放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="866 906 1133 970">原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 970 432 1058">8号</td> <td data-bbox="432 970 866 1058">毒薬・劇薬（薬事法）</td> <td data-bbox="866 970 1133 1058">厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1058 432 1106">9号</td> <td data-bbox="432 1058 866 1106">電気工作物内の高压ガス</td> <td data-bbox="866 1058 1133 1106">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1106 432 1153">10号</td> <td data-bbox="432 1106 866 1153">生物剤、毒素</td> <td data-bbox="866 1106 1133 1153">各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1153 432 1198">11号</td> <td data-bbox="432 1153 866 1198">毒性物質</td> <td data-bbox="866 1153 1133 1198">経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	省略			第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、 農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p data-bbox="1216 229 1543 261"><b>6 生活関連等施設の把握等</b></p> <p data-bbox="1245 328 1585 360">(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p data-bbox="1211 419 1738 451">【参考：生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="1187 451 2094 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 451 1314 547">国民保護法施行令</th> <th data-bbox="1314 451 1393 547">各号</th> <th data-bbox="1393 451 1827 547">施設・物質の種類</th> <th data-bbox="1827 451 2094 547">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 547 1314 627">第27条</td> <td colspan="3" data-bbox="1314 547 2094 627">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 627 1314 1262" rowspan="11">第28条</td> <td data-bbox="1314 627 1393 675">1号</td> <td data-bbox="1393 627 1827 675">危険物</td> <td data-bbox="1827 627 2094 675">総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 675 1393 722">2号</td> <td data-bbox="1393 675 1827 722">毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td data-bbox="1827 675 2094 722">厚生労働省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 722 1393 770">3号</td> <td data-bbox="1393 722 1827 770">火薬類</td> <td data-bbox="1827 722 2094 770">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 770 1393 818">4号</td> <td data-bbox="1393 770 1827 818">高压ガス</td> <td data-bbox="1827 770 2094 818">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 818 1393 898">5号</td> <td data-bbox="1393 818 1827 898">核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="1827 818 2094 898">文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 898 1393 978">6号</td> <td data-bbox="1393 898 1827 978">核原料物質</td> <td data-bbox="1827 898 2094 978">文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 978 1393 1026">7号</td> <td data-bbox="1393 978 1827 1026">放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td data-bbox="1827 978 2094 1026">文部科学省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1026 1393 1106">8号</td> <td data-bbox="1393 1026 1827 1106">毒薬・劇薬（薬事法）</td> <td data-bbox="1827 1026 2094 1106">厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1106 1393 1153">9号</td> <td data-bbox="1393 1106 1827 1153">電気工作物内の高压ガス</td> <td data-bbox="1827 1106 2094 1153">経済産業省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1153 1393 1201">10号</td> <td data-bbox="1393 1153 1827 1201">生物剤、毒素</td> <td data-bbox="1827 1153 2094 1201">各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1201 1393 1262">11号</td> <td data-bbox="1393 1201 1827 1262">毒性物質</td> <td data-bbox="1827 1201 2094 1262">経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第27条	省略			第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、 農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省
	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																																																																																		
第27条	省略																																																																																					
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																			
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																			
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																			
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																			
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																			
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																			
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																			
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、 農林水産省																																																																																			
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																			
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																			
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																			
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																																																																																			
第27条	省略																																																																																					
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																			
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																			
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																			
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																			
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																																																																																			
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																																																																			
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																																																																																			
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、 農林水産省																																																																																			
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																			
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																			
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																			

頁	修正案	現行
P51	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p><b>1 国民保護措置に関する啓発</b></p> <p>(3) 応急救護、避難等の普及・啓発  <u>東京消防庁（西東京消防署）は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、防災市民組織等と連携し、地域住民の応急救護、避難等の普及・啓発を行う。</u></p> <p>(4) 緊急時における事業者の協力  市は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する住民の受入などの協力について、市内の事業者の理解を得るよう努める。</p> <p>(5) 学校における教育  市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p><b>1 国民保護措置に関する啓発</b></p> <p>(3) 緊急時における事業者の協力  市は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する住民の受入などの協力について、市内の事業者の理解を得るよう努める。</p> <p>(4) 学校における教育  市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。</p>
P54	<p>第3編 武力攻撃事態への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p><b>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</b></p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>③ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p><b>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</b></p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>③ <u>また</u>、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。</p>

頁	修正案	現行
P56	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p><b>1 市対策本部の設置</b></p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順 市対策本部の設置は、次の手順により行う。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を防災センター内に設置できない場合は、<u>本部の代替機能の確保に示す選定基準により、本部長（市長）が決定する。</u></p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p><b>1 市対策本部の設置</b></p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順 市対策本部の設置は、次の手順により行う。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を防災センター内に設置できない場合は、<u>本部の代替機能予備施設順位に従い市対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。</u></p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>

頁	修正案	現行
P57	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="412 360 826 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">市対策本部の組織及び機能</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">支援要員 派遣</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">危機管理室</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">企画部・総務部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">市民部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">健康福祉部・子育て支援部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">都市整備部・みどり環境部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">教育部・生活文化スポーツ部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px;">議会事務局・会計課・監査委員事務局等</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">決定内容の 指示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">危機管理室</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">企画部・総務部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">市民部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">健康福祉部・子育て支援部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">都市整備部・みどり環境部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">教育部・生活文化スポーツ部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">議会事務局・会計課・監査委員事務局等</div>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="1402 360 1816 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">市対策本部の組織及び機能</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">支援要員 派遣</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">危機管理室</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">企画部・総務部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">市民部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">福祉部・子育て支援部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">都市整備部・みどり環境部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 100px;">教育部・生活文化スポーツ部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px;">議会事務局・会計課・監査委員事務局等</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">決定内容の 指示</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">危機管理室</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">企画部・総務部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">市民部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">福祉部・子育て支援部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">都市整備部・みどり環境部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">教育部・生活文化スポーツ部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; margin-top: 10px;">議会事務局・会計課・監査委員事務局等</div>

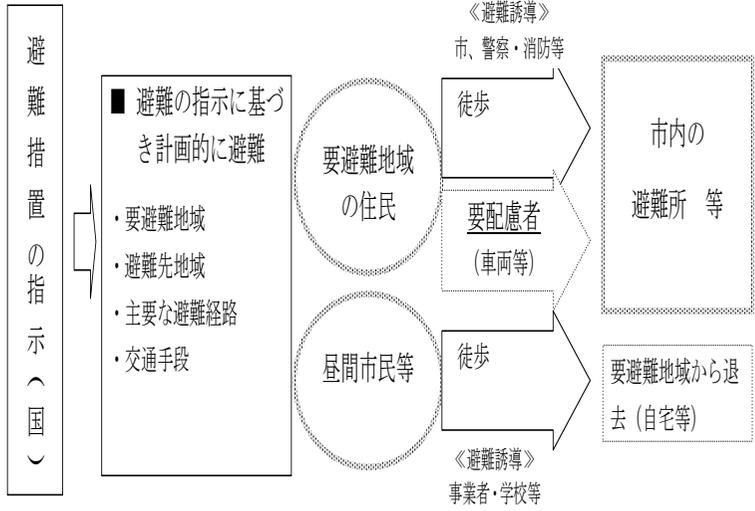
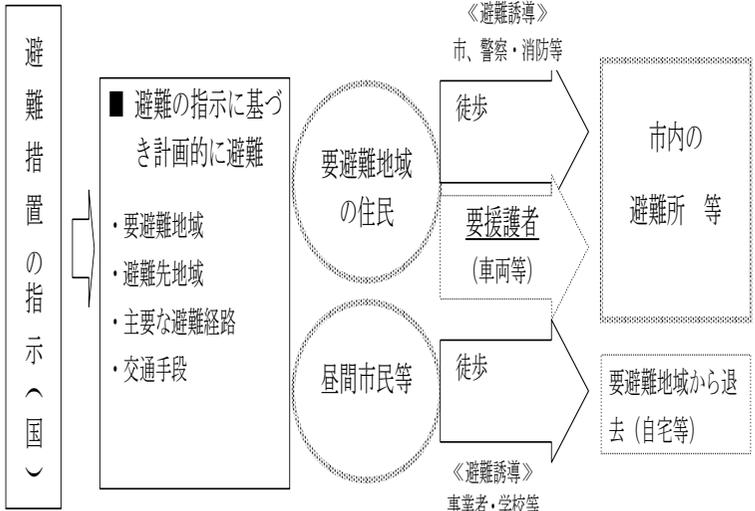
頁	修正案	現行																				
P58	<b>【市の各部局における武力攻撃事態における業務】</b>	<b>【市の各部局における武力攻撃事態における業務】</b>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 218 338 261">部局名</th> <th data-bbox="338 218 1032 261">武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 261 338 885">危機管理室</td> <td data-bbox="338 261 1032 885"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・避難場所、施設等の指定に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・警戒区域の設定、避難の指示に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄及び輸送に関すること</li> <li>・協力機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・消防団に関すること</li> <li>・<u>国及び東京都、近隣区市並びに関係機関等との連絡調整に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 885 338 1118">企画部</td> <td data-bbox="338 885 1032 1118"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>・安否情報の収集・報告・提供に関すること</li> <li>・国民保護に関する広報、広聴、記録に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1118 338 1219">総務部</td> <td data-bbox="338 1118 1032 1219">修正箇所がないため省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1219 338 1369">市民部</td> <td data-bbox="338 1219 1032 1369"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の搬入、搬出に関すること</li> <li>・食料等の輸送及び配分に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	武力攻撃事態等における業務	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・避難場所、施設等の指定に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・警戒区域の設定、避難の指示に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄及び輸送に関すること</li> <li>・協力機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・消防団に関すること</li> <li>・<u>国及び東京都、近隣区市並びに関係機関等との連絡調整に関すること</u></li> </ul>	企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>・安否情報の収集・報告・提供に関すること</li> <li>・国民保護に関する広報、広聴、記録に関すること</li> </ul>	総務部	修正箇所がないため省略	市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の搬入、搬出に関すること</li> <li>・食料等の輸送及び配分に関すること</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 218 1330 261">部局名</th> <th data-bbox="1330 218 2029 261">武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 261 1330 885">危機管理室</td> <td data-bbox="1330 261 2029 885"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・避難場所、施設等の指定に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・警戒区域の設定、避難の指示に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄及び輸送に関すること</li> <li>・協力機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・消防団に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 885 1330 1118">企画部</td> <td data-bbox="1330 885 2029 1118"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>・安否情報の収集・報告・提供に関すること</li> <li>・国民保護に関する広報、広聴、記録に関すること</li> <li>・<u>国及び東京都、近隣区市並びに関係機関等との連絡調整に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1118 1330 1203">総務部</td> <td data-bbox="1330 1118 2029 1203">修正箇所がないため省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1203 1330 1369">市民部</td> <td data-bbox="1330 1203 2029 1369"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の搬入、搬出に関すること</li> <li>・食料等の輸送及び配分に関すること</li> <li>・<u>医療、医薬品等の供給体制に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	武力攻撃事態等における業務	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・避難場所、施設等の指定に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・警戒区域の設定、避難の指示に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄及び輸送に関すること</li> <li>・協力機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・消防団に関すること</li> </ul>	企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>・安否情報の収集・報告・提供に関すること</li> <li>・国民保護に関する広報、広聴、記録に関すること</li> <li>・<u>国及び東京都、近隣区市並びに関係機関等との連絡調整に関すること</u></li> </ul>	総務部	修正箇所がないため省略	市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の搬入、搬出に関すること</li> <li>・食料等の輸送及び配分に関すること</li> <li>・<u>医療、医薬品等の供給体制に関すること</u></li> </ul>
	部局名	武力攻撃事態等における業務																				
	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・避難場所、施設等の指定に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・警戒区域の設定、避難の指示に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄及び輸送に関すること</li> <li>・協力機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・消防団に関すること</li> <li>・<u>国及び東京都、近隣区市並びに関係機関等との連絡調整に関すること</u></li> </ul>																				
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>・安否情報の収集・報告・提供に関すること</li> <li>・国民保護に関する広報、広聴、記録に関すること</li> </ul>																					
総務部	修正箇所がないため省略																					
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の搬入、搬出に関すること</li> <li>・食料等の輸送及び配分に関すること</li> </ul>																					
部局名	武力攻撃事態等における業務																					
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・避難場所、施設等の指定に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・警戒区域の設定、避難の指示に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄及び輸送に関すること</li> <li>・協力機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・消防団に関すること</li> </ul>																					
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>・安否情報の収集・報告・提供に関すること</li> <li>・国民保護に関する広報、広聴、記録に関すること</li> <li>・<u>国及び東京都、近隣区市並びに関係機関等との連絡調整に関すること</u></li> </ul>																					
総務部	修正箇所がないため省略																					
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の搬入、搬出に関すること</li> <li>・食料等の輸送及び配分に関すること</li> <li>・<u>医療、医薬品等の供給体制に関すること</u></li> </ul>																					

頁	修正案		現行	
P58	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>要配慮者の安全確保及び支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>避難行動要支援者の把握と避難計画及び支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>所管福祉避難施設の運営計画に関すること</u></li> <li>・ 救援に関すること</li> <li>・ <u>医療、医薬品等の供給体制に関すること</u></li> </ul>	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>災害時要援護者の把握と避難計画及び支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>福祉会館等の二次避難所の運営計画に関すること</u></li> <li>・ 救援に関すること</li> </ul>
	子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>要配慮者の把握と避難計画及び支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>所管福祉避難施設の運営に関すること</u></li> </ul>	子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時要援護者の把握と避難計画及び支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>保育園、児童館、学童クラブ等の二次避難所の運営に関すること</u></li> </ul>
	生活文化スポーツ部	修正箇所がないため省略	生活文化スポーツ部	修正箇所がないため省略
	みどり環境部	修正箇所がないため省略	みどり環境部	修正箇所がないため省略
	都市整備部	修正箇所がないため省略	都市整備部	修正箇所がないため省略
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設に関すること</li> <li>・ 学校施設等の避難所の運営に関すること</li> <li>・ <u>公民館等の一時滞在施設の運営に関すること</u></li> </ul>	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設に関すること</li> <li>・ 学校施設等の避難所の運営に関すること</li> <li>・ <u>公民館、市民会館等の避難所の運営に関すること</u></li> </ul>
	議会事務局 会計課 選挙管理委員会 事務局 監査委員 事務局 公平委員会 事務局 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害対策に必要な現金及び物品出納に関すること</li> <li>・ 他の部への応援計画に関すること</li> </ul> <p>※公平委員会は平成29年4月に東京市町村事務組合に業務委託のため、平成28年度まで記載</p>	議会事務局 会計課 選挙管理委員会 事務局 監査委員 事務局 公平委員会 事務局 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害対策に必要な現金及び物品出納に関すること</li> <li>・ 他の部への応援計画に関すること</li> </ul>

頁	修正案	現行
P60	<p>(4) 市対策本部における広報等  <b>【市対策本部における広報体制】</b>            ① 広報責任者の設置            武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。</p>	<p>(4) 市対策本部における広報等  <b>【市対策本部における広報体制】</b>            ① 広報責任者の設置            武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を<u>設置</u></p>
P62	<p><b>2 通信の確保</b>            (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策            市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p><b>2 通信の確保</b>            (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策            市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。</p>
P63	<p>第3章 関係機関相互の連携  <b>1 国・都の対策本部との連携</b>            (2) 国・都の現地対策本部との連携            市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。  <u>国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>第3章 関係機関相互の連携  <b>1 国・都の対策本部との連携</b>            (2) 国・都の現地対策本部との連携            市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>

頁	修正案	現行
P64	<p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては<u>作戦室システム運用隊司令</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては<u>航空指揮群司令</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p>
P69	<p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>要配慮者</u>について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
P72	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(2) 避難実施要領に記載する項目</p> <p>市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき～以下省略。</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ <u>要配慮者への対応</u></p> <p>⑨～⑫ 省略</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(2) 避難実施要領に記載する項目</p> <p>市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき～以下省略。</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</u></p> <p>⑨～⑫ 省略</p>

頁	修正案	現行
	<p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項            避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥ <u>要配慮者の避難方法の決定</u>（避難支援プラン、<u>要配慮者対策班</u>の設置）</p> <p>⑦～⑩ 省略</p>	<p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項            避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥ <u>要援護者の避難方法の決定</u>（避難支援プラン、<u>災害時要援護者班</u>の設置）</p> <p>⑦～⑩ 省略</p>
P75	<p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(6) <u>要配慮者への配慮</u>            市長は、<u>要配慮者の避難</u>を万全に行うため、<u>要配慮者対策班</u>を設置し、<u>都要配慮者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>要配慮者への連絡、運送手段の確保</u>を的確に行うものとする            なお、<u>要配慮者の避難</u>に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(6) <u>高齢者、障害者等要援護者への配慮</u>            市長は、<u>高齢者、障害者等の避難</u>を万全に行うため、<u>要援護者対策班</u>を設置し、<u>都災害時要援護者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者への連絡、運送手段の確保</u>を的確に行うものとする            なお、<u>要援護者の避難</u>に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>
P77	<p><b>4 想定される避難の形態と市による誘導</b>  <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、<u>迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とする。</u>            ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応を実施する。</li> <li>状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。            また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。</li> </ul>	<p><b>4 想定される避難の形態と市による誘導</b>  <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、<u>迅速に避難住民の誘導を実施することが基本</u>            ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要</li> <li>状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠  <u>また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応</u></li> </ul>

頁	修正案	現行
	<p>・ 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（田無警察署）、東京消防庁（西東京消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、<u>避難の方法を策定する。</u></p>	<p>・ 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（田無警察署）、東京消防庁（西東京消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、<u>避難の方法を策定することが必要</u></p>
P80	<p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。</p>  <p>《該当する事態類型と避難上の留意点》</p>	<p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合 要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。</p>  <p>《該当する事態類型と避難上の留意点》</p>
	<p><u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）</u> 警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い<u>避難を実施する。</u></p>	<p><u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）</u> 警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い<u>避難</u></p>
	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。</p>	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合 避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。</p>



頁	修正案	現行
P83	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・<u>福祉避難施設</u>の開設、運営</p> <p>市は、市内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。</p> <p><u>また、運営に際しては、積極的に女性を要職に登用し、女性や要配慮者の視点に配慮する。</u></p> <p>(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)</p> <p>イ 避難所・<u>福祉避難施設</u>の管理</p> <p>市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。</p> <p>(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)</p>	<p><b>4 救援の内容</b></p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>① 避難所</p> <p>ア 避難所・<u>二次避難所</u>の開設、運営</p> <p>市は、市内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。</p> <p>(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)</p> <p>イ 避難所・<u>二次避難所</u>の管理</p> <p>市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。</p> <p>(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)</p>
P84	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>応急仮設住宅等</u>に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>② 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>長期避難住宅及び応急仮設住宅</u>に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
P85	<p>③ 患者の搬送</p> <p>市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。</p> <p>医療救護所から災害拠点病院等の<u>医療施設</u>への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、<u>医療施設</u>への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	<p>③ 患者の搬送</p> <p>市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。</p> <p>医療救護所から災害拠点病院等の<u>後方医療施設</u>への患者搬送については、都と連携して実施する。</p> <p>なお、<u>後方医療施設</u>への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>

頁	修正案	現行
	<p>(9) 行方不明者の捜索及び<u>遺体の取扱い</u></p> <p>市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。</p> <p>市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>遺体</u>収容所の開設、<u>遺体</u>の搬送、収容及び<u>取扱い</u>等を行う。</p> <p>市は、<u>遺体の取扱い</u>の時期や場所、<u>遺体の取扱い方法</u>（<u>遺体の洗浄</u>、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>	<p>(9) 行方不明者の捜索及び<u>死体の処理</u></p> <p>市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。</p> <p>市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>死体</u>収容所の開設、<u>死体</u>の搬送、収容及び<u>処理</u>等を行う。</p> <p>市は、<u>死体の処理</u>の時期や場所、<u>死体の処理方法</u>（<u>死体の洗浄</u>、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。</p>
P88	<p>第7章 安否情報の収集・提供</p> <p><b>2 都に対する報告</b></p> <p>市は、都への報告に当たっては、<u>原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合など、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>	<p>第7章 安否情報の収集・提供</p> <p><b>2 都に対する報告</b></p> <p>市は、都への報告に当たっては、<u>原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合など、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>
P96	<p>第8章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p><b>4 消防に関する措置等</b></p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>② <u>市長は、必要により現地に・・・以下省略</u></p>	<p>第8章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p><b>4 消防に関する措置等</b></p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>② <u>その際、市長は、必要により現地に・・・以下省略</u></p>

頁	修正案	現行
P98	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。</p> <p><u>措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p> <p><u>また、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員含む)の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></p>	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。</p> <p>また、<u>措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p>
P103	<p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p><b>1 保健衛生の確保</b></p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、<u>保健活動班</u>を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>都は、<u>市が巡回健康相談等を行うために避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。</u></p> <p>この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p><b>1 保健衛生の確保</b></p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、<u>都と協力し</u>、巡回健康相談等を行うため、<u>保健師班</u>を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>
P104	<p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>

頁	修正案	現行
P105	<p>第11章 国民生活の安定に関する措置</p> <p><b>2 避難住民等の生活安定等</b></p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>第11章 国民生活の安定に関する措置</p> <p><b>2 避難住民等の生活安定等</b></p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>
P113	<p>第5編 大規模テロ等(緊急処理事態)への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p><b>1 市対策本部の設置指定が行われている場合</b></p> <p>○ 省略</p> <p>○ 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p> <p><u>また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>第5編 大規模テロ等(緊急処理事態)への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p><b>1 市対策本部の設置指定が行われている場合</b></p> <p>○ 省略</p> <p>○ 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p>
P117	<p>第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処</p> <p><b>3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)</b></p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>○ 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>	<p>第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処</p> <p><b>3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)</b></p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>① 初動対処</p> <p>○ 市は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>
P118	<p>③ 医療活動</p> <p>○ 市は、都、医療機関及び東京消防庁の安全管理下において活動する東京DMAT等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。</p> <p>この際、～以下省略</p>	<p>③ 医療活動</p> <p>○ 市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。</p> <p>この際、～以下省略</p>

頁	修正案	現行
	<p>④ 汚染への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。</li> <li>この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。</li> <li>また、<u>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員含む）の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></li> </ul>	<p>④ 汚染への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。</li> <li>この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。</li> </ul>
P119	<p><b>4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）</b></p> <p>（3）対処上の留意事項</p> <p>② 医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都、<u>医療機関及び東京消防庁の安全管理下において活動する東京DMA T等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。</u></li> <li>この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。</li> </ul>	<p><b>4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）</b></p> <p>（3）対処上の留意事項</p> <p>② 医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。</li> <li>この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。</li> </ul>
P120	<p><b>5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）</b></p> <p>（3）対処上の留意事項</p> <p>③ 医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都、<u>医療機関及び東京消防庁の安全管理下において活動する東京DMA T等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</u></li> <li>この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。</li> </ul>	<p><b>5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）</b></p> <p>（3）対処上の留意事項</p> <p>③ 医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</li> <li>この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。</li> </ul>